4. 使用を終えて保管している PCB 使用安定器について

●安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のこと で、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に 示す電気機器が安定器です。







使用を終えて保管している PCB 使用安定器は何台(又は何kg) ありますか。 PCB の使用の有無が不明な場合には、別紙2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」 により判別してください。

PCB 使用安定器を保管していない場合は、「O」(ゼロ)を記入してください。

保管中の「PCB 使用安定器」	台数 又は 重量	
	台 • kg	

5. PCB 使用安定器の使用について

●業務用・施設用の照明器具を使用し、建物の建築時期が昭和52年(1977年)3月 以前の場合は、照明器具の付属品である安定器に PCB が使用されている可能性があり ます。

① 建物の建築時期は昭和52年 (1977年)3月以前である	(はい・いいえ)
② ①で「はい」の場合、昭和52年3 月以降に、建物ごとやフロアーごと 照明器具の交換工事をした	(はい・いいえ)

PCB 使用安定器について、使用中のものがありますか。

PCB 使用の有無が不明な場合には、別紙2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」に より判別してください。

確認できない場合は、「不明」を選択してください。

以上で調査は終了です。ご協力誠にありがとうございました。

PCB 使用電気機器等の保有に関する調査票

PCB使用電気機器等は、PCB廃棄物特別措置法及びPCB処理基本計画 で定められた期限までに必ず処理しなければなりません。 下記の期間中に処理を実施しない場合、罰則等が適用される ことがありますのでご注意下さい。

> 船橋市内の高濃度PCB廃棄物の処分期間及び計画的処理完了期限

● 変圧器・コンデンサー等

処分期間 : 令和4年3月31日まで 計画的処理完了期限 : 令和5年3月31日

● 安定器等・汚染物

処分期間 : 令和5年3月31日まで

計画的処理完了期限 : 令和6年3月31日

▶ 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限 : 令和9年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険 ですので、通電中の設備には近づかないでください。

銘板記載内容等については、既に作成された書類により確認できる範囲で 調査してください。また、機器を調査する場合は電気設備を管理している電 気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入にあたっては、別紙1「高濃度 PCB 使用・不使用の判別方法」及び別紙2 「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

記入者情報

回答内容について問い合わせをすることがありますので、**必ず記入をお願いします**。電気主 任技術者の連絡先が記入者と同じ場合は「上記と同じ」で構いません。

記入年月日	令和	年	月	\Box				
調査対象 事業所名								
調査対象	₹							
事業所住所								
記入者氏名					電話番号	_	_	
売与 子/「	氏名							
電気主任	住所							
技術者	電話番号							

調査票は、必要事項をご記入の上、下記の住所または FAX 番号宛にご送付くださいま すようお願いいたします。

【お問い合わせ・送付先】

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市環境部廃棄物指導課 PCB 担当宛

TEL:047-436-3812 FAX:047-436-2448

1. PCB 特別措置法に基づく届出の有無について

PCB 特別措置法に基づき、船橋市に PCB 使用電気機器等の保管等状況について届出をしている場合は「あり」に、していない場合は「なし」に〇印をつけてください。

船橋市への PCB 特別措置法の届出

(あり ・ なし)

2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



50 30

変圧器

コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器(サージアブソーバー)はコンデンサー類としてください。

① 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等はありますか。 保管している場合は「あり」に、保管していない場合は「なし」に〇印をつけてください。

使用を終えて保管している 変圧器、コンデンサー等

(あり ・ なし)

② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。 保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に〇印をつけてください。

使用中の変圧器、コンデンサー等

(あり ・ なし)

3. 変圧器類、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、使用中の機器については、近づくと危険ですので、既 に 作成された書類等により、確認できる範囲でお答えください。

- ① 高濃度の PCB を使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度 PCB」欄に記入してください。別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度 PCB 使用・不使用の判別方法」を参考に判別をお願いします。
- ② 低濃度(微量)の PCB を使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度 PCB」欄に記入してください。
 - ※低濃度(微量)PCB 使用機器については、メーカー等に問い合わせをお願いいたします。判別には絶縁油の分析が必要になる場合があります。
- ③ PCB が含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCB なし」欄に記入してください。(台数がわからない場合は記入不要です。)
- ④ PCB 使用の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。

PCB 使用の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
① 高濃度 PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
② 低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
③ PCBなし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
④ 不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台